

お客さま 各位

「非課税口座約款」の改訂について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、2024年1月からの新NISA制度の開始に伴い、「非課税口座約款」を以下のとおり改訂しますので、お知らせします。

【改正する約款】

非課税口座約款

【改正日(施行日)】

令和5年12月18日(令和6年1月4日)

【改正内容】

- 「2. 非課税口座開設届出書等の提出等」における関係条文番号の変更。
租税特別措置法施行規則 第18条の15の3第24項 ⇒ 第18条の15の3第19項
- 「6. 非課税口座を通じた取引」
(旧) つみたてNISAで保有している投資信託から支払われた分配金について、再投資の契約をしている場合、常に(新) つみたて投資枠で対応できるよう「その年」を削除。

[⇒改正後の非課税口座約款 \(PDF ファイル\)](#)

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

